

銚田市公告

自動販売機の設置について、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 5 日

銚田市長 岸田 一夫

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 銚田市役所本庁舎敷地内清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集
- (2) 入 札 物 件 5 件（別紙「入札物件一覧表」のとおり）
- (3) 最低使用料 設定する（別紙「入札物件一覧表」に記載）
- (4) 使用許可予定期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
- (5) そ の 他 詳細については、「銚田市自動販売機設置事業者募集要項」のとおり

2 入札参加資格

銚田市自動販売機設置事業者募集要項の「3 入札参加資格要件」に定めるもののほか、次の資格要件を満たす者であること。

物件番号	資格要件
7 本庁舎 1	銚田市内に本店（住所）があること
7 本庁舎 2	銚田市内に本店（住所）があること
7 本庁舎 3	銚田市内に本店（住所）があること
7 本庁舎 4	銚田市内に本店（住所）があること
7 本庁舎 5	銚田市内に本店（住所）があること

3 入札参加申請の方法

入札参加希望者は、あらかじめ次により入札参加資格確認に係る書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 申請書及び資料は、次により受け付ける。

①期 日 公告の日から令和 7 年 8 月 22 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

②場 所 銚田市政策企画部財政課

③提出書類 申請書類は、銚田市自動販売機設置事業者募集要項を参照し、必要書類を提出すること。

④提出方法 持参とし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 上記の申請により、入札参加資格の有無について審査を行い、その結果は、令和 7 年 8 月 26 日（予定）に通知する。

(3) 当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消すものとする。

6 関係書類の配布期間及び場所

- (1) 期間 令和7年8月5日(火)～8月25日(月) 午前8時30分～午後5時15分(但し、土・日及び祝日を除く。)
- (2) 場所 茨城県銚田市銚田1444番地1
銚田市役所 政策企画部財政課 管財係(本庁舎2階)
- (3) 方法 上記場所にて配布するほか、銚田市公式ホームページ内の「自動販売機設置事業者の募集」欄よりダウンロードすることができる。
(ホーム>事業者向け>自動販売機設置事業者の募集)

7 質疑及び回答

- (1) 提出方法 使用許可の条件等に関し質疑がある場合は、書面(書面は任意のものとし、件名・質問者の住所・氏名・連絡先を明記のこと)によりFAXにて提出すること。なお、送信後電話で財政課(Tel.0291-36-7155)へ確認すること。
- (2) 提出期限 令和7年8月25日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 銚田市役所 政策企画部財政課 宛
FAX 番号 0291-32-4443
- (4) 回答方法 令和7年8月27日までに銚田市公式ホームページ内の「自動販売機設置事業者の募集」欄に掲載する。

8 入札方法等

- (1) 入札方法 郵便入札とする。別紙「郵便入札の取扱い」に基づき入札すること。
- (2) 到着期限 令和7年9月4日(木) 午後4時 必着
- (3) 送付先 〒311-1592
茨城県銚田市銚田1444番地1
銚田市役所 政策企画部 財政課 宛
- (4) 入札書 入札書の日付は開札日とし、市指定の入札書とする。
- ① 入札書様式取得方法
・銚田市公式ホームページ内の「自動販売機設置事業者の募集」からダウンロードすること。
(ホーム>事業者向け>自動販売機設置事業者の募集)
- ② 入札書に記載する金額は、使用料(単位:円,年額,税抜き)を記載すること。なお、入札書記載金額には、電気料金を含まないものとし、必ず最低使用料以上の金額を記載すること。
- ③ 任意の3桁のくじ番号を記載すること。

(5) 入札用封筒 封筒は任意の二重封筒とし、中封筒（入札書を入れる封筒）、表封筒（中封筒を入れる封筒）を作成のうえ郵送すること。別紙「郵便入札の取扱い」に基づき作成すること。複数の物件の入札に参加する場合は、案件毎に中封筒を作成し、1つの表封筒に入れること。

(6) その他

- ① 入札回数は、1回とする。
- ② 本件入札により落札できる区画は、1者1区画としているため、先の行った入札により、落札者となった者は、同日行う他の自動販売機設置事業者募集に係る入札に参加することが出来ない。(とりおり方式)
- ③ 提出した入札書の引き替え又は変更は認めない。

9 開 札

(1) 日時・場所

入札・開札日時	令和7年9月5日（金）	
	物件番号	入札・開札時間
	7本庁舎4	午後4時00分
	7本庁舎5	午後4時05分
	7本庁舎2	午後4時10分
	7本庁舎1	午後4時15分
	7本庁舎3	午後4時20分
入札・開札場所	茨城県銚田市銚田 1444 番地 1 銚田市役所 2階 応接室	

(2) 入札に参加するものが1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 落札者の決定方法

(1) 開札後、入札物件に対し、市が設定する最低使用料以上で、最高の入札価格により入札した者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別紙「郵便入札の取扱い」により、くじにより決定する。

11 入札保証金及び契約保証金

免除。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 一般的事項

- ① 入札参加資格を有しない者のした入札

- ② 指定された方法で、所定の日時までには所定の場所に提出しない入札
 - ③ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
 - ④ 同一入札事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
 - ⑤ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
 - ⑥ 記名及び押印のない入札
 - ⑦ 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
 - ⑧ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
 - ⑨ 最低使用料未満の入札
 - ⑩ その他入札条件に違反した入札
 - ⑪ 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (2) この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札並びに銚田市自動販売機設置事業者募集要項において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

13 問い合わせ先

〒311-1592

茨城県銚田市銚田1-4-4番地1

銚田市政策企画部財政課

TEL：0291-36-7155（直通）

FAX：0291-32-4443

（平日 午前8時30分から午後5時15分）

※ この公告は、銚田市ホームページにも掲載する。<http://www.city.hokota.lg.jp/>